

ボランティア袋・市民清掃デー専用袋の出し方

資源循環推進課では、道路や公園などの公共の場所を清掃いただいた際に使用することができる無料の袋として、ボランティア袋と市民清掃デー専用袋があります。

1. ボランティア袋と市民清掃デー専用袋の主な違い

	ボランティア袋	市民清掃デー専用袋
対象者	自治会・管理組合等の団体や個人	自治会・管理組合等の団体
用途	道路や公園などの公共の場所の清掃	道路や公園などの公共の場所、あわせて清掃した団地敷地内やお住まいの集合住宅の共有部の草刈等のごみ
申込方法	エコプラザ多摩・エコフレンドリー（市役所）窓口で申込む。または、エコプラザ多摩に受付票をFAXするか、電話で連絡する。	申込期間内に、インターネットから申込む。または参加票をエコプラザ多摩に提出する。
使用期間	一年中	春と秋の市民清掃デー期間内で、団体が定めた日
排出	登録番号を記載し、自宅・集積所・登録時に指定した場所（注1）に出す。	集積所・自宅・申込時に指定した場所（注1）に出す。
収集日時	「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」それぞれの収集日（注2）	実施後、一週間から10日間程度の間。 「燃やせないごみ」 は月2回の収集のため、実施日によってさらに時間を要する場合があります。
袋の色	オレンジ	グリーン
袋の配付場所	コミュニティーセンター等の各施設（ごみ・資源収集カレンダー、HP参照）	エコプラザ多摩
多摩市 HP 「検索ワード」 に番号を入力	ページ番号 1002091 	ページ番号 1015834 ※令和7年度春の市民清掃デーは期間が終了しています。 

注1：登録前に排出する場所の管理者に可否を確認してください。収集車両が横付けできる場所を指定ください。

注2：自宅や集積所以外の登録時に指定した場所に出す場合は、排出後、資源循環推課へ『一般廃棄物処理依頼書』をFAX等で提出する必要があります。収集日は一週間から10日間程度の間で、**「燃やせないごみ」**は月2回の収集のため実施日によってさらに時間を要する場合があります。令和7年内の回収を希望する場合は、12月8日（月）までに提出してください。

（裏面あり）

2. ボランティア袋と市民清掃デー専用袋の共通の注意事項

- 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、それぞれ違う袋に入れ、袋の表面の「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」のどちらかをマジックペン等で丸く囲んでください。

→分別は、ごみ・資源収集カレンダーを参考ください。

- きれいなびん、缶、ペットボトルなどの資源物は、水で軽く洗い資源物の通常収集に出すか、エコプラザ多摩へお持ちください。

※ボランティア袋・市民清掃デー専用袋に入れて出す場合は、ペットボトルは「燃やせるごみ」、びん・缶は「燃やせないごみ」になります。

※ライター、乾電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、スプレー缶、モバイルバッテリーなどの有害性ごみは「燃やせないごみ」には入れず、通常収集の「有害性ごみ」に出してください。

- 剪定枝は必ず紐などで縛ってください。一束の太さは30cm程度、一本の長さは60cm以下・太さが5cm以下となります。(それ以上は粗大ごみ扱いとなりますので別途申込が必要です。)

- 家具や自転車などの粗大ごみ、テレビなどの家電製品、消火器、タイヤ、車の部品、排水溝の泥や土、石、ブロックなどは対象になりません。上記の収集できない物は、拾わずにその敷地の管理者（道路は道路交通課、公園は公園緑地課、集合住宅は管理会社）に連絡してください。

管理者が不明な場合はエコプラザ多摩に連絡してください。

公園の管理者	多摩市役所 公園緑地課	}	電話 042(375)8111
市道の管理者	多摩市役所 道路交通課		
都道の管理者	南多摩東部建設事務所	電話	042(720)8622

- 安全第一とし、危険な場所には入らず、蜂や蜘蛛、その他危険な動植物には十分注意してください。

多摩市役所 資源循環推進課（エコプラザ多摩内）収集担当

〒206-0024 東京都 多摩市 諏訪6-3-2

TEL 042-338-6836 FAX 042-356-3919